

水道料金等徴収金の端数計算に関する要綱

制 定 昭和 42 年 2 月 15 日局長決
最近改正 令和 5 年 3 月 23 日営業企画担当課長決

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律 61 号）」に基づき、水道料金等徴収金の端数計算について、必要な事項を定めるものとする。

(端数処理の方法)

第 2 条 水道料金等徴収金に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。